

# 海老名市農業振興対策事業補助金等交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、農畜産業の経営の安定と発展を図るため、その事業を行うものに対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるものほか、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 市内に住所を有し、かつ、市内で農畜産業を営む個人をいう。
- (2) 農業団体 構成員の半数以上が農業者で構成される団体をいう。
- (3) 農業者等 農業者及び農業団体をいう。
- (4) 農用地 海老名市農業振興地域整備計画に定める農業振興地域内に農用地区域として指定されている農地及び農業用施設用地をいう。
- (5) 営農 農用地における農業の経営又は農用地の適正な管理をいう。
- (6) 園芸施設 ビニールハウス、ガラス温室等農作物を最適な温度で栽培するための施設をいう。

## (補助等対象事業等)

第3条 補助等の対象となる事業の名称、対象経費、補助金等の額、補助条件等は、別表のとおりする。

- 2 前項の規定により算出した補助金等の額に、1,000円未満の端数があるときは、特段の定めがない限り、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、用地の取得又は賃貸借に要する費用及び国、県又は市の他の補助又は奨励対象となった事業については、適用しない。ただし、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく特定外来生物の指定を受けたセイヨウオオマルハナバチの逃亡防止対策に係る農業用生産施設設置事業、鳥獣防除対策事業及び海老名市にぎわい振興事業については除くものとする。

## (補助対象事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができるものは、別表の補助等の対象者であって、その事業者が団体等の場合は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 代表者を定めていること。
  - (2) 組織及び運営に関する規程を定めていること。
- (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする農業者等（以下「申請団体等」という。）は、海老名市農業振興対策事業補助金等交付申請書（第1号様式）に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 補助事業の計画及び効果
- (2) 補助事業に係る収入支出の計画
- (3) 誓約書（第2号様式）（個人による申請の場合に限る）
- (4) その他必要な書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付金の交付の可否を決定し、海老名市農業振興対策事業補助金等（不）交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請団体等に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の交付決定を受けた申請団体等（以下「補助団体等」という。）は、海老名市農業振興対策事業補助金等交付請求書（第4号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求を適当と認めたときは、請求書の提出があった日から30日以内に、補助団体等に補助金を交付するものとする。

(事業の中止等)

第8条 補助団体等は、事業を中止し、又は事業の内容を変更する場合は、速やかに海老名市農業振興対策事業補助金（変更・中止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業の変更又は中止を承認し、海老名市農業振興対策事業補助金等（変更・中止）承認通知書（第6号様式）により、補助団体等に通知するものとする。

3 補助団体等は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(調査等)

第9条 市長は、補助金の交付について必要があると認めるときは、補助団

体等に対して報告を求め、又は市職員に実地に調査を行わせることができる。

(実績報告)

第10条 補助団体等は、事業が完了したときは、事業が完了した日から20日以内に、海老名市農業振興対策事業補助金等実績報告書（第7号様式）に事業報告書及び決算書を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、海老名市農業振興対策事業補助金等確定通知書（第8号様式）により、補助団体等に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第12条 市長は、補助団体等が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
- (4) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(令和4年度から令和6年度までの個人直売所整備等事業への補助金額の特例)

2 令和4年4月1日から令和7年3月31までの期間における個人直売所整備等事業に係る補助金等の額は、対象経費の2分の1以内とし、上限は1事業当たり15万円とする。

(令和4年度における農用地営農事業に係る補助金等の額の特例)

3 令和4年度における別表の規定の適用については、同表農用地関連事業

の部農用地営農事業の款水田の営農の項中「1,700円」とあるのは「1,900円」と、同款畑作の営農の項中「2,000円」とあるのは「2,200円」と、同款園芸施設の営農の項及び同款畜産施設の営農の項中「3,000円」とあるのは「3,300円」とする。

《令和2年4月1日・施行》

《令和3年4月1日・一部改正》

《令和4年4月1日・一部改正》

《令和4年8月1日・一部改正》

《令和5年4月1日・一部改正》

第1号様式（第5条関係）

年　月　日

海老名市長 殿

申請者 住 所

名称又は氏名

代表者 氏名

海老名市農業振興対策事業補助金等交付申請書

年度海老名市農業振興対策事業補助金の交付を受けたいので、海老名市農業振興対策事業補助金等交付要綱第5条の規定により申請します。

1 事業名

2 事業の目的

3 交付申請額 円

4 事業の着手及び完了予定日

着手 年 月 日  
完了予定日 年 月 日

5 添付書類

- 補助事業の計画及び効果がわかる書類
- 補助事業に係る収入支出の計画がわかる書類
- 誓約書（個人による申請の場合）
- その他（ ）

備考：園芸施設加温等事業、農用地営農事業、農用地利用集積事業、農用地保全推進事業及び個人直売所整備等事業については、誓約書の提出は不要とする。

6 その他

私に係る海老名市市税条例による市税の納付状況、暴力団員等に該当しないことの確認について、貴職が職権で調査することに同意します。

第2号様式（第5条関係）

年　月　日

海老名市長 殿

申請者 住 所

名称又は氏名

代表者 氏名

誓 約 書

私は、海老名市農業振興対策事業補助金等交付要綱第5条の規定により、  
次に掲げる事項について誓約します。

- 1 補助金の交付決定後、補助金の交付を受けた日から起算して10年間継続  
して、次の事業実施地において農業を行うこと。

事業実施地

所 在	地 番	面 積

- 2 「海老名市スマート農業研究会」への入会や、必要に応じ栽培データの  
提供など、地産地消に関する事業及び各種農業施策に積極的に参加・協力  
すること。

第3号様式（第6条関係）

海農収第 号

年 月 日

様

海老名市長

海老名市農業振興対策事業補助金等（不）交付決定通知書

年 月 日付で申請がありました 年度海老名  
市農業振興対策事業補助金の交付については、次のとおり交付する（しない）  
ことに決定したので、海老名市農業振興対策事業補助金等交付要綱第6条の  
規定により通知します。

記

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、海老名市農業振興対策事業  
( 事業)とする。
- (2) 事業を中止し、又は事業の内容を変更しようとする場合は、市長  
の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難と  
なった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければな  
らない。
- (4) 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部若しく  
は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の  
返還を命ずることができる。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

エ 法令又はこの要綱に違反したとき。

- (5) その他海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12  
号）に定めるところに従うこと。

3 その他（不交付理由）

第4号様式（第7条関係）

年　月　日

海老名市長 殿

申請者 住 所

名称又は氏名

代表者 氏名

海老名市農業振興対策事業補助金等交付請求書

年　月　日付で交付決定を受けました海老名市農業振興対策事業補助金について、補助金の交付を受けたいので、海老名市農業振興対策事業補助金等交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 事業名

2 請求額 金 円

3 振込先 金融機関名 銀行・信用金庫  
農協・( ) 本店  
支店  
種類 普通・当座 口座番号  
口座名義人(カタナ)

第5号様式（第8条関係）

年　　月　　日

海老名市長 殿

申請者 住 所

名称又は氏名

代表者 氏名

海老名市農業振興対策事業補助金等（変更・中止）承認申請書

年　　月　　日付けて交付決定を受けました海老名市農業振興対策事業補助金に係る事業について、下記理由により事業を（変更・中止）したいので、海老名市農業振興対策事業補助金等交付要綱第8条の規定により、承認を申請します。

記

1 既交付決定額 円

2 変更（中止）後の交付申請額 円

3 変更（中止）の理由

4 変更の内容

第6号様式（第8条関係）

年　　月　　日  
様

海老名市長

海老名市農業振興対策事業補助金等（変更・中止）承認通知書

年　　月　　日付けで申請のありました海老名市農業振興対策事業補助金に係る事業の（変更・中止）については、下記のとおり承認することとしたので、海老名市農業振興対策事業補助金等交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 既交付決定額　　円

2 変更交付決定額　　円

3 交付条件（変更の場合）

(1) この補助金の対象となる事業は、海老名市農業振興対策事業（　　事業）とする。

(2) 事業を中止し、又は事業の内容を変更しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となつた場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

エ 法令又はこの要綱に違反したとき。

(5) その他海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるところに従うこと。

第7号様式（第10条関係）

年　月　日

海老名市長 殿

住 所

名称又は氏名

代表者 氏名

海老名市農業振興対策事業補助金等実績報告書

年　月　日付けで交付決定を受けました事業が完了しましたので、海老名市農業振興対策事業補助金等交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告いたします。

記

1 事業名

2 事業の着手及び完了年月日

着 手	年	月	日
完 了	年	月	日

3 事業の成果

4 添付書類

第8号様式（第11条関係）

海農収第 号  
年 月 日

様

海老名市長

海老名市農業振興対策事業補助金等確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました海老名市農業振興対策事業補助金については、次のとおり交付すべき額が確定したので、海老名市農業振興対策事業補助金等交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 補助対象事業費 円

2 交付決定額 円

3 交付確定額 円

4 差引額 円

別表（第3条関係）

区分	事業の名称	補助等の対象	補助金等の額	補助等の対象者	補助条件等	備考
施設園芸	園芸施設整備事業	①農用地区域として指定されている農地及び農業用施設用地での園芸施設の整備、修繕又は補強に係る経費	対象経費の3／10以内（ただし、900万円を上限とする。）	農業者等で、施設園芸を行っているもの又は行おうとするもの（ただし、農業者個人が申請する場合は市税の滞納がないこと。）	園芸施設の整備、修繕又は補強に係る経費が50万円未満のもの又は本要綱若しくは他の要綱に基づく補助金の交付を受けた年度から起算して5年を経過しないものは補助対象外とする。 補助金の交付を受けた日から起算して、10年間は農業を継続すること。 事業計画について、事前に市と協議すること。 新規施設の設置については、耐用年数が5年以上であること。ただし、市長が特に必要と認めるものは、増改築についても補助対象とすることができます。	整備、修繕又は補強の対象は、市内の園芸施設に限る。
		②①以外の農地（市街化区域内農地で生産緑地指定（生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による指定をいう。）を受けていない農地を除く。）での園芸施設の整備、修繕又は補強に係る経費	対象経費の3／10以内（ただし、500万円を上限とする。）			
	園芸施設加温等事業	市内に設置されている園芸施設の加温等に係る燃料代	A重油1リットル当たり10円（A重油以外の加温用燃料を購入する場合は、別に定める換算表に基づき熱量換算して算出した値を元に算出する。また、重油等の価格に急激な変動が生じた場合は、予算の範囲内で見直しを行うことができる。）	農業者等で、施設園芸を行っているもの（ただし、農業者個人が申請する場合は市税の滞納がないこと。）	補助額に10円未満の端数があるときは10円未満を切り捨てる。	第2号様式及び第7号様式の提出は不要とする。
露地野菜	露地野菜栽培事業	市街化調整区域内の農地で実施する100アール以上の露地野菜栽培に係る経費	10アール当たり1万円	農業者等（ただし、農業者個人が申請する場合は市税の滞納がないこと。）	補助金の交付を受けた日から起算して、10年間は農業を継続すること。	
	優良野菜振興事業	「露地野菜栽培事業」を行う者の防除薬剤等の購入に係る経費	10アール当たり7,000円			

区分	事業の名称	補助等の対象	補助金等の額	補助等の対象者	補助条件等	備考
果樹	防鳥・防風ネット設置等事業	市街化調整区域内の農地で果樹生産者が行う防鳥、防風ネットの設置及び補修に係る経費	対象経費の3／10以内（ただし、10アール当たり50万円を上限とする。）	農業者等で果樹栽培を行っているもの（ただし、農業者個人が申請する場合は市税の滞納がないこと。）		
畜産	施設に対する感染対策事業	市街化調整区域内の農地で養鶏農家が行う鳥インフルエンザ等の感染予防に係る経費	対象経費の3／10以内（ただし、10アール当たり5万円を上限とする。）	農業者等（ただし、農業者個人が申請する場合は市税の滞納がないこと。）		
酒米	酒米栽培推進事業	新たに作付けされた酒米の栽培に係る経費	10アール当たり1万円	相模酒米研究会	同一圃場における補助は、最初の申請年度から3年間まで受けることができる。	
女性農業者	女性農業者グループ活性化事業	女性農業者グループが行う農産物加工品促進、消費者との交流、女性農業者相互交流事業に係る経費	対象経費の1／2以内	市内女性農業者グループ		
地産地消	農産物地場消費拡大推進事業	直売催し物事業に係る経費	対象経費の1／2以内	直売催し物実施事業者		

区分	事業の名称	補助等の対象	補助金等の額	補助等の対象者	補助条件等	備考
生産関連施設等	病害虫防除防疫事業	土壤病害虫防除、家畜防疫等に係る経費	対象経費の1／2以内（ただし、1事業当たり500万円を上限とする。）	<p>3名以上の農業者で組織されている団体（ただし、新品種試験導入事業、先導的技術導入事業、栽培技術等受審事業及び農業ＩＣＴ技術導入事業については、農業者2名で組織されている団体又は農業者1名であっても対象とする。また、農業者個人が申請する場合は市税の滞納がないこと。</p> <p>農業ＩＣＴ技術導入事業については、就農開始から5年未満の新規就農者（経営の全部又は一部を継承している場合は除く）は対象外とする。</p>	原則として新たな施設の設置又は機械の購入のみを対象とし、耐用年数が5年以上であること。ただし、市長が特に必要と認めるものにあっては、増改築、改良等についても対象とすることができる。	
	農業用機械購入事業	収穫用機械等の購入に係る経費			同一品種に係る同一技術に対する補助については、最初に補助を受けた日の属する年度から起算して3年以内であること。	
	農業用生産施設設置事業	機械等格納施設、保温施設等の設置またはセイヨウオオマルハナバチの逃亡防止対策に係る経費				
	新品種試験導入事業	新品種試験導入に係る経費				
	先導的技術導入事業	先導的技術の導入、導入検討等に係る経費				
	栽培技術等受審事業	栽培技術等を審査する品評会等への出品に要する経費(他の補助を受けている場合は対象外とし、栽培に係る経費は除く。)				
	農業ＩＣＴ技術導入事業	環境制御機器等整備工事一式に係る経費	対象経費の1／2以内（ただし、1事業当たり1,500万円を上限とする。）		原則として新たな施設の設置又は機械の購入のみを対象とし、耐用年数が5年以上であること。ただし、市長が特に必要と認めるものにあっては、増改築、改良等についても対象とすることができる。 海老名市スマート農業研究会への入会等、各種農業施策に積極的に参加、協力すること。	

区分	事業の名称	補助等の対象	補助金等の額	補助等の対象者	補助条件等	備考
流通関連施設等	直売施設設置事業	建物及び附帯施設の設置に係る経費	対象経費の1／2以内（ただし、1事業当たり500万円を上限とする。）	3名以上の農業者で組織されている団体	原則として新たな施設の設置又は機械の購入のみを対象とし、耐用年数が5年以上であること。ただし、市長が特に必要と認めるものにあっては、増改築、改良等についても対象とすることができる。	
	貯蔵施設設置事業	建物及び附帯施設の設置に係る経費				
	加工処理施設設置事業	建物及び附帯施設の設置に係る経費				
	個人直売所整備等事業	直売所の環境整備及び海老名産農産物のPRを図る包装資材等の購入等に係る経費（建築行為は対象外）	対象経費の3／10以内（ただし、1事業当たり10万円を上限とする。）	市税の滞納がない農業者個人	対象経費が3万円未満のものは補助対象外とする。また、本事業に基づく補助金の交付を受けた年度から起算して3年を経過しないものは補助対象外とする。	第2号様式の提出は不要とする。
出荷関連施設等	集出荷施設設置事業	建物及び附帯施設の設置に係る経費	対象経費の1／2以内（ただし、1事業当たり500万円を上限とする。）	3名以上の農業者で組織されている団体	原則として新たな施設の設置又は機械の購入のみを対象とし、耐用年数が5年以上であること。ただし、市長が特に必要と認めるものにあっては、増改築、改良等についても対象とすることができる。	
	集出荷容器導入事業	集出荷コンテナ等の導入に係る経費				
環境保全型農業	有機農法等導入事業	有機農法、減農薬農法、低農薬農法、減化学肥料農法、低化学肥料農法の導入に係る経費				
	廃棄物処理対策事業	廃塩化ビニール、廃ポリエチレン、ロックウール、家畜糞等の処理に係る経費				
	周辺環境美化推進事業	景観植物植栽等に係る経費				
鳥獣防除対策	有害鳥獣防除施設等整備事業	外柵施設、周囲柵、防鳥施設等の設置に係る経費				
	鳥獣捕獲事業	カラス等有害鳥獣の捕獲に係る経費				
家畜飼料	家畜飼料高騰対策事業	家畜飼料代				

区分	事業の名称	補助等の対象	補助金等の額	補助等の対象者	補助条件等	備考
農業体験	ふれあい農業開設奨励事業	開設費（収穫体験実施に係る経費。いちご摘み体験農園を除く。）	1アール当たり9,600円（10アールが限度）	3名以上の農業者で組織されている団体（ただし、いちご摘み体験農園については市税の滞納がない農業者個人も対象とする。）		
		開設費（いちご摘み体験農園の開設に係る役務費等）	3万円		少なくとも1か月以上開設すること。	
		宣伝費	5万円			
		消耗品費	1,000円			
		役務費	2万5,000円			
		福祉協力費（農福連携事業としての事業実施に係る経費）	4万5,000円			
農用地関連事業	農用地営農事業	水田の営農	100m <sup>2</sup> 当たり1,700円	市税の滞納がなく農用地区域内で水田又は畑を営農する農業者及び農地法第2条の農地所有適格化法人。ただし、複数の農業者等で営農を行う場合は、当該農業者等の代表者第2条第1号の規定に関わらず、市外に住所を有する者も対象とする。	交付額に100円未満の端数があるときは100円未満を切り捨てる。	第2号様式及び第7号様式の提出は不要とする。
		畑作の営農	100m <sup>2</sup> 当たり2,000円			
		園芸施設の営農 畜産施設の営農	施設面積100m <sup>2</sup> 当たり3,000円			
農用地内農業用生産施設整備事業	農用地区域内における畜産施設の整備、修繕又は補強に係る経費	対象経費の3／10以内（ただし、900万円を上限とする。）	農業者等（ただし、農業者個人が申請する場合は市税の滞納がないこと。）	畜産施設の整備、修繕又は補強に係る経費が50万円未満のもの又は本要綱若しくは他の要綱に基づく補助金の交付を受けた年度から起算して5年を経過しないものは補助対象外とする。 補助金の交付を受けた日から起算して、10年間は畜産業を継続すること。 事業計画について、事前に市と協議すること。 新規施設の設置については、耐用年数が5年以上であること。ただし、市長が特に必要と認めるものは、増改築についても補助対象とすることができます。 同一年度において、当該農用地区域に対する他の農用地関連事業については、補助対象外とする。	整備、修繕又は補強の対象は、市内の畜産施設に限る。	第2号様式及び第7号様式の提出は不要とする。
農用地利用集積事業	農用地利用集積計画に基づく営農	100m <sup>2</sup> 当たり1,000円	市税の滞納がなく農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定により公告された農用地利用集積計画の農用地利用集積事業の利用権を設定した者		毎年10月1日に公告される計画に限る。 交付額に100円未満の端数があるときは100円未満を切り捨てる。	
農用地保全推進事業	新たに農用地区域に指定された区域における営農	100m <sup>2</sup> 当たり10万円	市税の滞納がなく新たに農用地区域に指定された土地の所有者（当該区域に指定された後に、相続以外の事由により所有者となった者を除く。）		農用地区域に指定された年度を含めて5年内に限る。 同一年度において、当該農用地区域に対する他の農用地関連事業については、補助対象外とする。	

## エネルギー使用量の簡易計算表

事業者全体

エネルギーの種類		使用量			換算係数	
		単位	数値	熱量 GJ	数値	単位
燃料及び熱	原油	kl	0		38.2	GJ/kl
	原油のうちコンデンセート(NGL)	kl	0		35.3	GJ/kl
	揮発油(ガソリン)	kl	0		34.6	GJ/kl
	ナフサ	kl	0		33.6	GJ/kl
	灯油	kl	0		36.7	GJ/kl
	軽油	kl	0		37.7	GJ/kl
	A重油	kl	0.000		39.1	GJ/kl
	B・C重油	kl	0		41.9	GJ/kl
	石油アスファルト	t	0		40.9	GJ/t
	石油コークス	t	0		29.9	GJ/t
	石油ガス	t	0.000		50.8	GJ/t
	石油系炭化水素ガス	千m <sup>3</sup>	0		44.9	GJ/千m <sup>3</sup>
	可燃性天然ガス	t	0		54.6	GJ/t
	その他可燃性天然ガス	千m <sup>3</sup>	0		43.5	GJ/千m <sup>3</sup>
	石炭	原料炭	t	0	29.0	GJ/t
		一般炭	t	0	25.7	GJ/t
		無煙炭	t	0	26.9	GJ/t
	石炭コークス	t	0		29.4	GJ/t
	コールタール	t	0		37.3	GJ/t
	コークス炉ガス	千m <sup>3</sup>	0		21.1	GJ/千m <sup>3</sup>
	高炉ガス	千m <sup>3</sup>	0		3.41	GJ/千m <sup>3</sup>
	転炉ガス	千m <sup>3</sup>	0		8.41	GJ/千m <sup>3</sup>
その他の燃料	都市ガス 13A		千m <sup>3</sup>	0		GJ/千m <sup>3</sup>
			*	0		GJ/*
			**	0		GJ/**
電気	産業用蒸気	GJ	0		1.02	(換算係数)
	産業用以外の蒸気	GJ	0		1.36	
	温水	GJ	0		1.36	
	冷水	GJ	0		1.36	
			0			
小計①						
電気	一般電気事業者	昼間買電	千kWh	0.000	9.97	GJ/千kWh
		夜間買電	千kWh	0	9.28	GJ/千kWh
	その他	上記以外の買電	千kWh	0	9.76	GJ/千kWh
		自家発電	千kWh	( )		GJ/千kWh
小計②		千kWh				
合 計 GJ (③=①+②)						
原油換算 kl					0.0258	kl/GJ

注)判定欄は、事業者ごとの指定の有無を示します。